

「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか1件の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）及び「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正を、別添のとおり予定しています。

この改正につき御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【募集期間】

令和8年10月30日（金）から令和8年11月28日（土）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- FAXの場合

FAX番号：03 - 3597 - 0405

国税庁 課税部 法人課税課 審理第1係宛

（FAXの件名に「『法人税基本通達の制定について』ほか1件の一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100 - 8978 千代田区霞が関3 - 1 - 1

国税庁 課税部 法人課税課 審理第1係宛

（封筒等の表面に「『法人税基本通達の制定について』ほか1件の一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか 1 件の一部改正
（案）の概要

1 改正の背景

法人税法施行令第 13 条では、「時の経過によりその価値の減少しないもの」は減価償却資産から除くことと規定されています。

美術品等（絵画や彫刻等の美術品のほか工芸品などが該当します。以下同じです。）について、これを減価償却資産とすべきかどうかを個別に判断することは実務上困難であるため、法人税基本通達 7-1-1 において、一種の外形基準として、取得価額が 1 点 100 万円以上のもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除きます。）については「時の経過によりその価値の減少しない」資産と取り扱うことを明らかにしています。

この基準は、未だ評価の確立されていない新鋭作家のデビュー作が 1 点 60 万円から 80 万円までの価格で取引される実態にあることや、市場における一定の評価を得ることができる作者かどうかは一般にその作品の価格が 100 万円を超えるかどうかで評価することができるといった専門家の意見等を踏まえ、金額的重要性も鑑みて設定しているものです。

今般、文化庁から、この基準の設定の基礎となる美術品等の取引価格に関する調査データ（新鋭作家の作品の取引価格に関するデータ及び法人に対する百貨店での売上作品数に関するデータ）・分析結果の提出を受けるとともに、金額基準を 200 万円に引き上げる旨の要望を受けました（文化庁ホームページ（<https://www.bunka.go.jp/>）「美術品の減価償却に係る金額基準の見直し要望について」を参照）。

国税庁においてこの要望を検討した結果、現行の金額基準はその取引の実態と乖離していると認められたことから、見直しを行うものです。

2 改正案の内容

今回の改正案では、法人税基本通達 7-1-1(2)の金額基準を、取得価額が 1 点「100 万円」以上から「200 万円」以上に引き上げます。

これに伴い、（注）2 に定める減価償却資産として取り扱う金額についても、取得価額が 1 点「100 万円」未満から「200 万円」未満に引き上げます。

なお、法人税基本通達 7-1-1(1)（歴史的価値又は希少価値を有し代替性のないもの）及び（注）1（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものの例示）については、従来の取扱いを変更しません。

（注） 所得税基本通達 2-14 についても同様の取扱いが定められているため、上記と同様の改正を行います。

3 適用時期

改正後の法人税基本通達 7-1-1 については、令和 9 年 1 月 1 日以後に法人が取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については、従来どおり取り扱います。

ただし、同日前に取得をした美術品等で、改正後の通達案に従って判定した結果、減価償却資産と取り扱われるもの（取得価額が 1 点 100 万円以上のもので、かつ、同日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」といいます。）において事業の用に供しているものに限ります。）について、適用初年度から減価償却資産と取り扱うものとする場合には、これを認めます。この場合、法第 31 条《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》その他の減価償却に関する規定の適用に当たっては、その美術品等は適用初年度開始の日において取得がなされたものとし、その美術品等（適用初年度に事業の用に供したものを除きます。）は同日において事業の用に供されたものとします。

（注） 所得税基本通達 2-14 についても、上記と同様の取扱いが設けられます。

4 新旧対照表

法人税基本通達 7-1-1 及び所得税基本通達 2-14 の新旧対照表は別紙のとおりです。